⑵　物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約の場合で、借入期間又は提供を受ける期間が12か月以下のときは当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、当該期間が12か月を超えるときは当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額、その他のときは１か月当たりの予定賃借料又は１か月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。

⑶　一連の調達契約が締結される場合は、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加資格）

第４条　契約責任者は、必要と認められるときは、欠格要件並びに販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項等について一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）を技術審査会に付議のうえ、定めることができる。

２　契約責任者は、一般競争及び指名競争への参加のためのいかなる条件も、当該競争に参加しようとする者が当該競争に係る調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

３　契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを一般競争及び指名競争への参加のための条件として課してはならない。

（競争参加資格に関する審査等）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が競争参加資格を有するかどうか審査しなければならない。

２　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が競争参加資格を有するかどうかを審査しなければならない。

３　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに指名競争参加資格審査申請の時期及び方法等について、官報（日欧協定付属書十第二編Ｂ節４に基づく調達契約にあっては、官報又は電子的媒体をいう。以下同じ。）により公示をしなければならない。

４　契約責任者は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

⑴　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　10日

ア　調達の内容

イ　入札期日として予定する日付

ウ　調達に関心を有する者は、契約責任者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと

エ　第12条に規定する文書を交付する場所

オ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

⑵　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日

⑶　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

ア　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

イ　第12条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ウ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

⑷　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

ア　前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。）　13日

イ　前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときにおいても、前項ただし書による入札公告の期間を短縮することはできない。

（一般競争公告をする事項）

第７条　一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所及び日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

⑺　政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則実施要領（平成16年４月社達第96号）（以下「実施要領」という。）に規定する申請の時期及び場所

⑻　第12条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

２　契約責任者は、一般競争公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約責任者は、第１項の規定による公告において、契約責任者の氏名及びその所属する部等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称

⑵　入札期日又は実施要領に規定する申請の時期及び場所

⑶　契約責任者の氏名及びその所属する部等の名称

（指名競争の公示等）

第８条　第６条第１項の規定及び前条の規定は、契約責任者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第６条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第１号中「公告（以下「一般競争公告」という。）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第６条第１項第３号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と読み替えるものとする。

２　指名基準により指名される者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において通知するものとする。

３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　契約責任者は、第６条第１項に規定する公告又は前条第１項に規定する公示をした後、当該競争に参加しようとする者から一般競争公告又は指名競争公示に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が一般競争参加資格又は指名競争参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果指名競争参加資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第２項に規定する事項及び第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の